

18歳選挙権実現にあたり

すべての学校での発達段階に即した民主的な主権者教育を広めよう

2015年6月17日

全日本教職員組合（全教）

書記長 小畑 雅子

1. 6月17日、すべての公職選挙の選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案が衆参両院ともに全会一致で成立しました。法案は1週間前後で公布され、1年間の国民への周知期間後の最初の選挙である2016年夏の参議院選挙から適用される見込みです。1945年に女性参政権が実現し、投票年齢が「25歳以上」から現行の「20歳以上」に変更して以来の70年ぶりの見直しにより、18、19歳の未成年約240万人が新たに有権者に加わることになります。

18歳選挙権は、世界198の国・地域のうち約9割の176の国・地域で実現しており、OECD加盟34カ国中で20歳以上としているのは日本だけとなっていました。

全教は、18歳選挙権の実現を歓迎するとともに、18歳選挙権の実現にあたり、若者の政治参加を保障・促進するための政策を実施していくことを強く求めるものです。

2. 欧米では、1960年代後半のベトナム戦争反対や学生運動などの高まりの中で18歳選挙権が次々に導入され、若者の政治参加が実現しました。しかしながら日本では、一部の学生による「暴力的な政治活動や授業妨害・学校封鎖への対処」を口実に、1969年に文部省初等中等教育局長が出した通達「高等学校における政治的教養と政治的活動について」（いわゆる「69通達」）によって「生徒の政治的活動を禁止」してしまいました。

憲法や子どもの権利条約で保障された生徒の「表現の自由」や「意見表明権」を侵害する「69通達」は一刻も早く撤回し、18歳選挙権の導入に応じた、民主的な主権者教育、市民教育（シティズンシップ教育）を学校教育で保障することが重要です。

文科省は18歳選挙権に向けて、「69通達」の一部見直し、高校生用の副教材の作成・配布を予定しています。さらに、高等学校の次期学習指導要領で「国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範」を身につけるための新たな科目等を検討しています。憲法改悪と一体に、国家主義や自己責任を押しつける「主権者教育」とすることは許されません。

3. 子どもたちは、幼い頃から管理・統制と競争の教育に駆り立てられ、主権者としての人格形成に必要な自主的自治活動が減少し、平和・民主主義、人権意識などの健全な発達が阻害されています。民主的な主権者教育のためには、社会科などでの知識による教育だけではなく、子どもたちの発達段階に即した自由な討論と、学校づくりへの児童・生徒の主体的参加を保障していく必要があります。

今、学校現場では、現政権や一部の首長・保守勢力による教育現場への介入により、政治について語ることへの萎縮が進んでいます。教育職は高度な専門性が求められ、専門職として学問の自由が保障されるべきです。教材に関する調査・研究活動を含めて、教育内容について教員の裁量を保障し、政治を自由に語り合える学校環境を保障することが主権者教育にとって必要です。

4. 全教は、全国の父母・教職員・地域住民とともに、憲法と子どもの権利条約にもとづき、生徒を主人公にしたHR運営や生徒会活動、学校行事や部活動運営など、参加と共同の開かれた学校づくりの実践をすすめてきました。そうした実践を日常的にさらに広め、社会に対する健全な批判力を養い、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、すべての学校での発達段階に即した主権者教育・市民教育のとりくみをすすめていく決意です。

以上